

八王子市立宮上中学校 学校施設の利用について

平成29年2月制定

平成30年2月改定

令和2年2月改定

宮上中学校では、体育館施設のみ開放を許可しています。施設使用者は、以下の条項を遵守することを条件に学校長が使用を許可します。違反された場合は、校長はその団体に対していつでも使用許可を取り消すことができます。

1. 施設使用の申込について

各団体とも、使用を希望する**前月の15日まで**に「学校施設使用許可申請書」を副校長に提出してください。

※ 「学校施設使用許可書」は、後日、施設開放員を通してお渡しします。

※ 施設使用の可否については、現在のところ学校で調整をしています。今後使用希望の団体が増えてくる状況があれば、調整方法を見直すこともあります。

2. 施設（体育館）を使用する時は、次の事項に従ってください。

(1) 使用目的の遵守

使用申請した目的以外に使用しないこと。

(例)バスケットボール関係団体がマットを使用するなど

(2) 利用時間について

開放時間は原則として以下の通りです。

平日…午後7時から午後9時30分まで。

土日等の休日…午後7時から午後9時30分まで。

午後10時00分前には東門を閉めます。それまでに退去されるよう御願いたします。

(3) 駐車場について

① 車・自動二輪・自転車等で来校する場合、敷地内の通行においては安全に充分配慮し、学校長が定める場所に駐車(駐輪)すること。

② 敷地内における事故、盗難については、学校はその責任を一切負いません。

(4) 使用できる用具について

・ボール・ラケット等の貸し出しは原則できません。

・バスケットゴール、卓球台、防球ネット、バドミントン、バレーボールのネットと支柱、審判台、得点板はお貸しできます。

学校備品ですので大切にお使いください。使用に関してご不明な点は、副校長に相談してください。

(5) 学校施設もしくは備品等に損害や破損を与えた場合は、直ちに副校長に報告するとともに、現状に復すこと。

怪我・事故等の対応について

- ① 使用時間中における使用者自身が負傷する等の事故は、使用者において対応すること。
また、事故が施設の管理瑕疵によるものであると判断される場合は、速やかに校長に報告し対応を協議するものとする。
 - ② AEDは本校舎1階事務室前廊下に設置されています。緊急時の場合は使用を許可します。
緊急時において教職員が不在の場合にAEDが必要となった場合は、職員玄関等の窓ガラスを割って取り出して差支えないものとします。この場合、AEDの取り出しに必要な破損については、賠償責任を問いません。
 - ③ 上記②に該当する場合は、直ちに校長または副校長、及び施設管理課長に連絡し、校長等が到着するまでは、最低一人が現場に待機すること。
- (7)その他、校長(副校長)が指示する事項を遵守すること。

3. 次に該当する事項は禁止とします。

- (1) 学校の施設や備品等を著しく損傷もしくは汚損すること。
- (2) 学校敷地内での飲酒、喫煙及び火気を使用すること。
- (3) 活動の目的に沿わない施設物品の使用またスマホの充電等、活動に無関係の電力の使用。
- (4) 飲食等によって出たゴミを放置すること。
- (5) 必要以上に大きな音や声を出すこと。
- (6) 自家用車等を近隣に路上駐車すること。

施設の使用者は、適正管理に努めるとともに使用後は、清掃、片付け、戸締り等を徹底すること。使用者が出したゴミは、使用者がすべて持ち帰ること。その他校長(副校長)から指示があった場合は、指示に従って使用すること。使用条件に反することがあった場合は、以後の使用を認められないことがあります。

4. その他

- ①使用中にトラブルやアクシデントがあった場合は、学校施設開放員に連絡し、対応してください。学校施設開放員が不在の場合は、副校長に連絡してください。校内にいる教員が対処する場合があります。 副校長連絡先 090-4541-3056
- ②学校行事の変更・施設維持管理の工事等により、使用許可の取消または変更することがあります。

〈問い合わせ先〉 八王子市立宮上中学校
042-676-5571
副校長 嶋田 宏和
090-4541-3056
八王子市教育委員会施設管理課
042-620-7325